

公立保育園の指定管理者制度を推進します

地域の皆様へ
(保護者の皆様へ)

村上市では、平成21年11月に策定した村上市行政改革大綱により、今後の公立保育園の統廃合と公設民営(指定管理者制度)の導入を図り、民間活力を積極的、効果的に活用し、一時保育や延長保育の拡大、休日保育など新たな保育サービス充実・向上に努めます。

市が責任を持ち保育水準を担保するための条件を付けて、公立保育園の指定管理者制度を推進します。

指定管理者制度を推進していく上で、情報を公開し、保護者に対する説明や意見の聴取の機会を確保します。

公立保育園指定管理者制度 概要

元気 “ まち” 村上市

～ひとが輝きあふれる心豊かなまちをめざして～

村上市総合計画
村上市行政改革大綱

施設改革の推進

目的 保育サービスの充実・向上
行政コストの削減

指定管理者制度

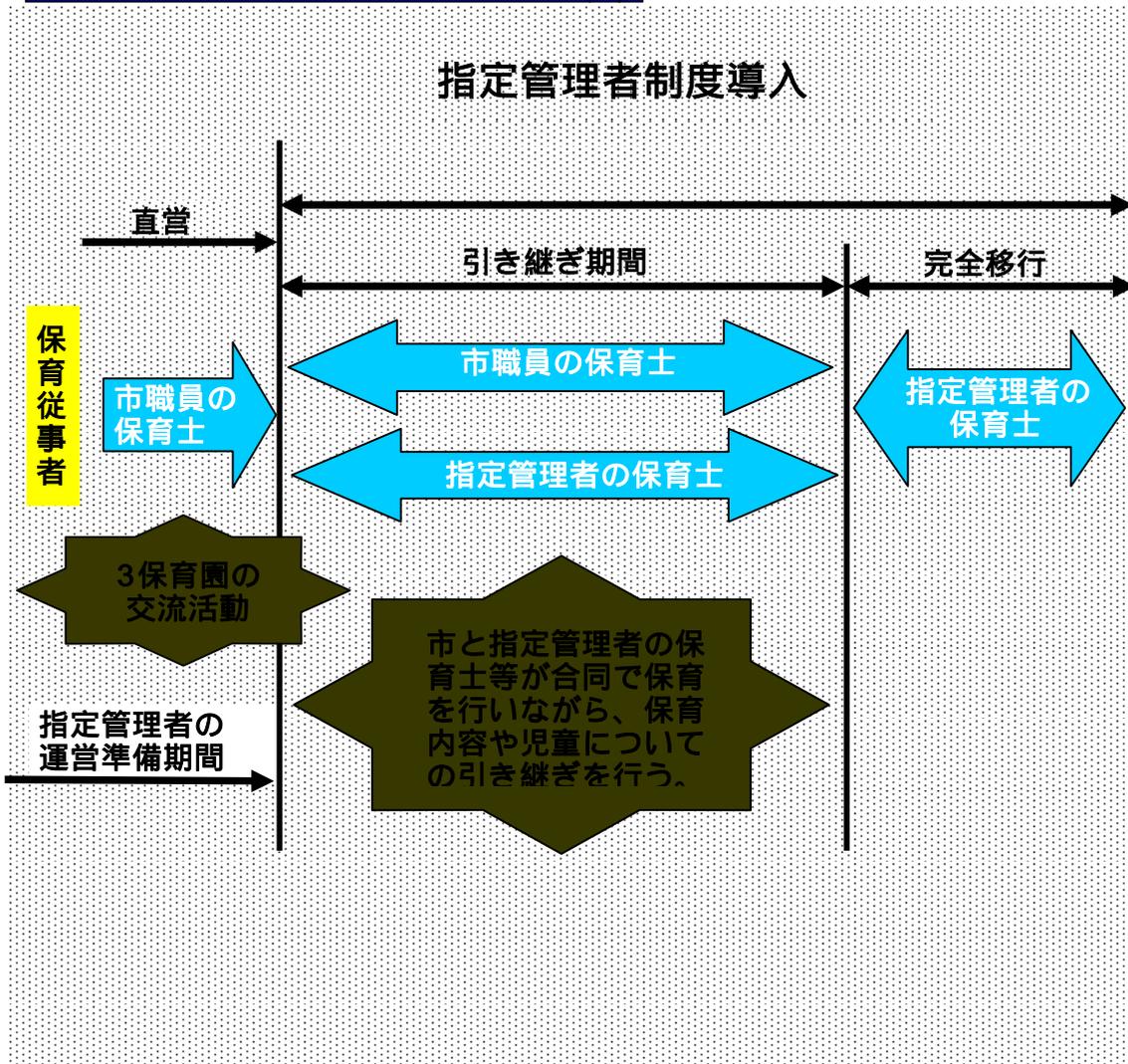
民間の能力・ノウハウの活用

設置主体	村上市
運営主体	事業者
指定管理者の公募	公募
入園決定	村上市
保育料決定	村上市
経費負担	市が指定管理料として運営費を支払う

ちょっと心配だな

保育料はどうかと心配の声を耳にしますが、今までどおり市の基準で決定しますので、ご安心ください。

● 指定管理者導入引き継ぎイメージ ●



問い合わせ先

村上市福祉課 子育て支援室 電話 53-2111 (内線241)
E-mail hoiku@city.murakami.lg.jp

荒川支所地域福祉課 福祉室 電話 62-3104 (内線128)
E-mail ara.fukushi@city.murakami.lg.jp